

○ 地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス基本規程

令和8年3月27日

規程第55号

(目的)

第1条 この規程は、「地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス基本方針」(令和8年規程第54号。以下「基本方針」という。)に基づき、地方独立行政法人筑後市立病院(以下「法人」という。)における情報資産の適正な管理、保護及び活用に関する基本事項を定め、もって患者の権利利益の保護、医療の質の向上及び業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この規程は、法人における情報管理に関する実務上の最高規範であり、情報管理に係る他の内部規範(規程、要綱、要領及びマニュアル等という。以下同じ。)に優先して適用される。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、関係法令、行政指針及び内部規範において使用される用語の例による。

(管理体制)

第4条 法人の情報ガバナンスを統括する総括責任者を置き、理事長をもって充てる。

- 2 総括責任者の下に、実務上の最高責任者として最高情報責任者(以下「CIO」という。)を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 CIOは、総括責任者の命を受け、法人の情報資産を一元的に管理し、安全管理措置及び内部規範の整備について権限と責任を有する。
- 4 各部署における情報の適正な管理を行うため、情報管理責任者を置き、

各部署の長をもって充てる。

- 5 情報管理責任者は、CIOの指示の下、当該部署における情報資産の保護、職員への周知及び運用の監視を行う。
- 6 法人における診療情報の管理及び提供に関する実務上の執行責任を掌理させるため、診療情報管理責任者を置き、院長をもって充てる。
- 7 前項の責任者は、この規程及び関連する内部規範に基づき、診療情報の正確性の確保、記載精度の向上及び適切な提供手続を統括する。

(情報ガバナンス委員会の設置)

第5条 情報資産の管理、安全確保、活用及びこれらに関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、個人情報の保護、医療情報のシステム運用並びに診療情報の適切な管理及び活用に関する事項を一元的に審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス委員会要綱」による。

(安全管理措置)

第6条 CIOは、情報資産の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な措置を講じなければならない。これには、サイバー攻撃等に備えた事業継続計画（BCP）の策定を含む。

- 2 前項の安全管理措置を具体化するため、「地方独立行政法人筑後市立病院個人情報安全管理要領」（令和8年要領等第32号）に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(役職員等の義務)

第7条 法人の役職員、派遣労働者、実習生その他法人の指揮監督を受けて業務に従事する者（以下「役職員等」という。）は、この規程及びこの規程に基づく内部規範を遵守し、総括責任者、CIO及び情報管理責任者の指

示に従い、情報資産を適正に取り扱わなければならない。

- 2 役職員等は、職務上知り得た情報資産の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(診療情報の正確性)

第8条 役職員等は、診療情報の正確性を確保し、「地方独立行政法人筑後市立病院診療情報管理要領」（令和8年要領等第31号。以下「診療情報管理要領」という。）に基づき、遅滞なく記載又は記録を行わなければならない。

(診療情報の提供・開示)

第9条 患者等からの診療情報の開示請求については、その特殊性に鑑み、診療情報管理要領に基づき、委員会の審議結果を尊重し、総括責任者が決定する。

(保有個人情報の開示等)

第10条 診療情報以外の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続については、法令及び「地方独立行政法人筑後市立病院個人情報取扱要綱」（令和8年要綱第36号）の定めるところによる。

(罰則)

第11条 役職員等がこの規程又はこの規程に基づく内部規範に違反したときは、就業規則に基づき懲戒処分を行い、又は契約に基づき適切な措置を講ずることがある。

付 則（令和8年3月27日議決）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、以下の規程及び要綱は廃止する。

- (1) 地方独立行政法人筑後市立病院個人情報保護規程（平成23年規程第39号）
 - (2) 地方独立行政法人筑後市立病院特定個人情報取扱規程（平成27年規程第44号）
 - (3) 地方独立行政法人筑後市立病院診療情報管理規程（平成28年規程第45号）
 - (4) 地方独立行政法人筑後市立病院情報システム運用管理要綱
 - (5) 筑後市立病院個人情報保護委員会要綱
 - (6) 筑後市立病院診療情報管理委員会要綱
 - (7) 筑後市立病院医療情報システム委員会要綱
 - (8) 筑後市立病院診療情報提供実施要綱
 - (9) 筑後市立病院診療記録開示審査会要綱
- 3 この規程の施行に伴い、以下の委員会及び審査会は第5条に規定する委員会に統合されたものとする。
- (1) 筑後市立病院個人情報保護委員会
 - (2) 筑後市立病院診療情報管理委員会
 - (3) 筑後市立病院医療情報システム委員会
 - (4) 筑後市立病院情報公開審査会
 - (5) 筑後市立病院個人情報保護審査会
 - (6) 筑後市立病院診療記録開示審査会